

県南広域振興局長告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成26年1月10日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 路線名 花巻和賀線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 北上市和賀町堅川目1地割1番33地先から241番1地先まで
 - (2) 北上市和賀町堅川目2地割3番20地先内
- 3 供用開始の期日 平成26年1月10日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - (2) 期間 平成26年1月10日から同年2月10日まで